



豊平交通安全情報

～令和8年度第8号～

令和8年5月21日

豊平警察署

交通第一課

自転車安全利用五則 を守りましょう!!



本年4月1日から自転車運転中の交通違反に交通反則通行制度が適用となりました。

自転車安全利用五則を守り、正しく快適に自転車を利用しましょう。

【自転車利用者の皆さんへ】

○ 自転車安全利用五則を守りましょう。

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

ルールを守って
快適自転車ライフ!



右のQRコードから
YouTube北海道警察チャンネル
「自転車交通反則通告制度」
が確認できます!

